平成２１年（フ）第２３２５号
横浜市戸塚区上矢部町748番地　パークハイツ105号
債務者　竹内　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２３３２号
神奈川県茅ヶ崎市高田５丁目４番30号　サンライズ高田Ａ101
債務者　大鷲　勝代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６２号
横浜市保土ケ谷区川島町1187番地
債務者　堀江　小枝
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５０４号
横浜市緑区長津田町3016番地１　南長津田団地９棟925号
債務者　濱浦　芳弘
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５３５号
横浜市旭区左近山1186番地11　左近山団地６街区10棟402号
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６９号
北海道旭川市豊岡４条１丁目３番６号　コーポラスあらいえ205号、申立時の住所北海道旭川市豊岡10条２丁目５番５号
債務者　渡辺みちよ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１７号
北海道旭川市錦町19丁目2152番地の116　オーク錦町18―３号室
債務者　當野あゆみ（旧姓越前）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４８号
北海道旭川市東光10条３丁目３番14―3021号　市住3021号
債務者　井渕美津恵（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６０号
北海道旭川市７条西５丁目２番７号
債務者　松村　榮一
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６１号
北海道旭川市７条西５丁目２番７号
債務者　松村　長子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６３号
北海道旭川市神楽岡15条４丁目４番６号　谷口マンション102号
債務者　山口　喜子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６４号
北海道旭川市５条通22丁目2197番地の10　東都ハイツ102号室
債務者　今井　秀人
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７６号
北海道上川郡美瑛町東町４丁目４番１号　レジデンスほの香207号室
債務者　中野　千晶
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７７号
北海道旭川市春光台３条４丁目９番１―31号　道営住宅１号棟31号
債務者　橋場　和子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７９号
北海道旭川市曙３条５丁目２番７号　盛幸マンション２階２―２号
債務者　加藤　　博
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部